

都 都 経 第 2 7 2 5 号
令 和 5 年 1 月 2 5 日

さいたま市本庁舎整備審議会会長 様

さいたま市長 清 水 勇 人



新庁舎整備等の基本計画に関する事項について（諮問）

このことについて、さいたま市本庁舎整備審議会条例第1条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

新庁舎整備等の基本計画に関する事項について

2 諮問理由

本庁舎のあり方につきましては、基本的な考え方、機能、規模、位置、整備の進め方その他の必要となる事項を、平成24年度から29年度にかけて貴審議会でご審議いただき、平成30年5月に答申をいただきました。

本市では、この答申を踏まえ、令和3年2月に策定した「本庁舎整備等に関する基本的な考え方」において、令和13年度を目途に「さいたま新都心バスターミナルほか街区」への移転を目指すこととし、令和3年12月に「新庁舎整備等基本構想」を策定いたしました。

その後、令和4年さいたま市議会4月臨時会で、さいたま市役所の位置を改める「さいたま市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例」議案が、賛成3分の2以上を要する特別多数議決により可決され、市役所本庁舎の移転が決定しました。

つきましては、これまでの検討の経過を踏まえ、新庁舎整備にあたっての具体的な方向性を示し、基本設計等に必要な諸条件を整理するための「新庁舎整備等基本計画」を策定するにあたり、貴審議会のご意見を求めます。

3 答申を希望する時期

令和6年3月